

# 平成 30 年度新宿区育児休業復帰支援事業 (東京都ベビーシッター利用支援事業) 利用案内

## 【問合せ先】

(ご自身が対象者かどうかの確認について、助成券の交付申請について)

新宿区子ども家庭部保育課運営係

電話 03-5273-4525

(支給認定申請、保育所等への入所申込みについて)

新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係

電話 03-5273-4527

(東京都ベビーシッター利用支援事業の内容について)

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

電話 03-5320-4131

# 事業概要

## 【事業の内容】

1年間の育児休業を満了した後に復職する保護者が、お子さんが保育所等（※1 ※2）に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を1時間250円（税込）で利用できる事業です。（※3）

※1 「保育所等」とは、区市町村が利用調整を行う認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を指します。（以下同じ）

※2 保育所等への入所が決定した場合、入所を辞退した場合、必要な入所申込みを行わなかった場合は、入所（予定）月以降は利用できません。

※3 各ベビーシッター事業者の規定により、入会金、ベビーシッターがお宅に伺うための交通費、キャンセル料、保険料等が別途必要です。

---

## 【対象者】

以下の両方を満たす方が対象です。

- ① 1歳未満で保育所等に入所申込みをしておらず（※1）、1年間の育児休業を満了（※2）した後、復職する方
- ② 保育所等の1歳児クラスの4月入所に申込みを行う方（申込みの意思を別紙申立書により確認します。）

なお、平成31年度のみ、下記の方を上記に加えて利用対象者とします。

- 育児休業満了後の復職により本事業の利用を開始した保護者のうち、平成31年4月入所の申込みの不承諾となった方（※3）

※1 0歳児時点での申込みであっても、上記②に定める1歳児クラス4月入所の申込みや満1歳を迎えた翌月以降の入所申込みの場合は対象となります。

※2 育児休業期間は1年間である必要があります。（6か月や1年6か月の取得の場合、本事業の対象者とはなりません。）

※3 平成30年度に利用を開始した方が、1歳児クラス4月入所申込を行ったものの不承諾となり、引き続き利用する場合に限って対象とするものです。（継続利用には一定の要件があります。）

---

## 【利用対象期間】

育児休業から復職した日 から 平成31年3月31日まで

---

## 【利用時間】

月曜日から土曜日までの午前7時～午後8時までのうち、

1日8時間まで かつ 月160時間まで

（日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。）

---

## 【提供されるサービス】

新宿区が対象者確認書（別紙）によりこの事業の利用を認めるお子さんの保育

※ 他のきょうだいの保育や保育所への送迎、家事等のサービスは含みません。

---

## 【注意事項】

- ・認可外保育施設の保育料助成を併用して受けることはできません。
- ・新宿区に提出する書類等に虚偽があった場合、利用料金の支払いを滞納された場合、利用約款の規定が守られていないことが判明した場合には、この事業はご利用いただけなくなります。

# ご利用の流れ

支給認定申請・  
対象者確認書  
発行依頼・申  
立書の記入

**本事業の利用を希望する方は、新宿区の窓口（保育課入園・認定係）で、支給認定申請を行うとともに対象者確認書の交付を依頼します。**

この事業を利用するためには、新宿区に支給認定申請を行い、対象者確認書の交付を受ける必要があるほか、4月入所の申込みや復職の意思を確認するために申立書に記載していただく必要があります。新宿区は、提出された書類を審査し、本事業の対象者であることを確認したときは、対象者確認書をご自宅あて送付します。

- ・支給認定申請…保育の必要性を認定する申請です。保護者の方それぞれの保育の事由を確認し、認定します。就労証明書等確認書類の添付が必要です。
- ・対象者確認書…本事業の利用対象者であることを証明する書類で、東京都の認定事業者にてベビーシッター利用を申し込む際に必要となります。
- ・申立書……………復職及び1歳児クラス4月入所申込みをする旨の申立てをするものです。

事業者選択  
・申込み

**東京都の認定事業者にてベビーシッター利用を申し込みます。**

対象者確認書の交付を新宿区から受けた方は、東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から事業者を選択し、希望する保育の内容やお子さんの情報を伝えます。複数の事業者を選択することもできます（ただし、同日に複数の事業者を利用することはできません。詳しくはQ&Aをご確認ください。）

※申し込む際に、「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を必ず伝えてください。

<事業者伝えること>

- ・利用日時 ・住所 ・お子さんのお名前 ・性別 ・生年月日
- ・アレルギーの有無等

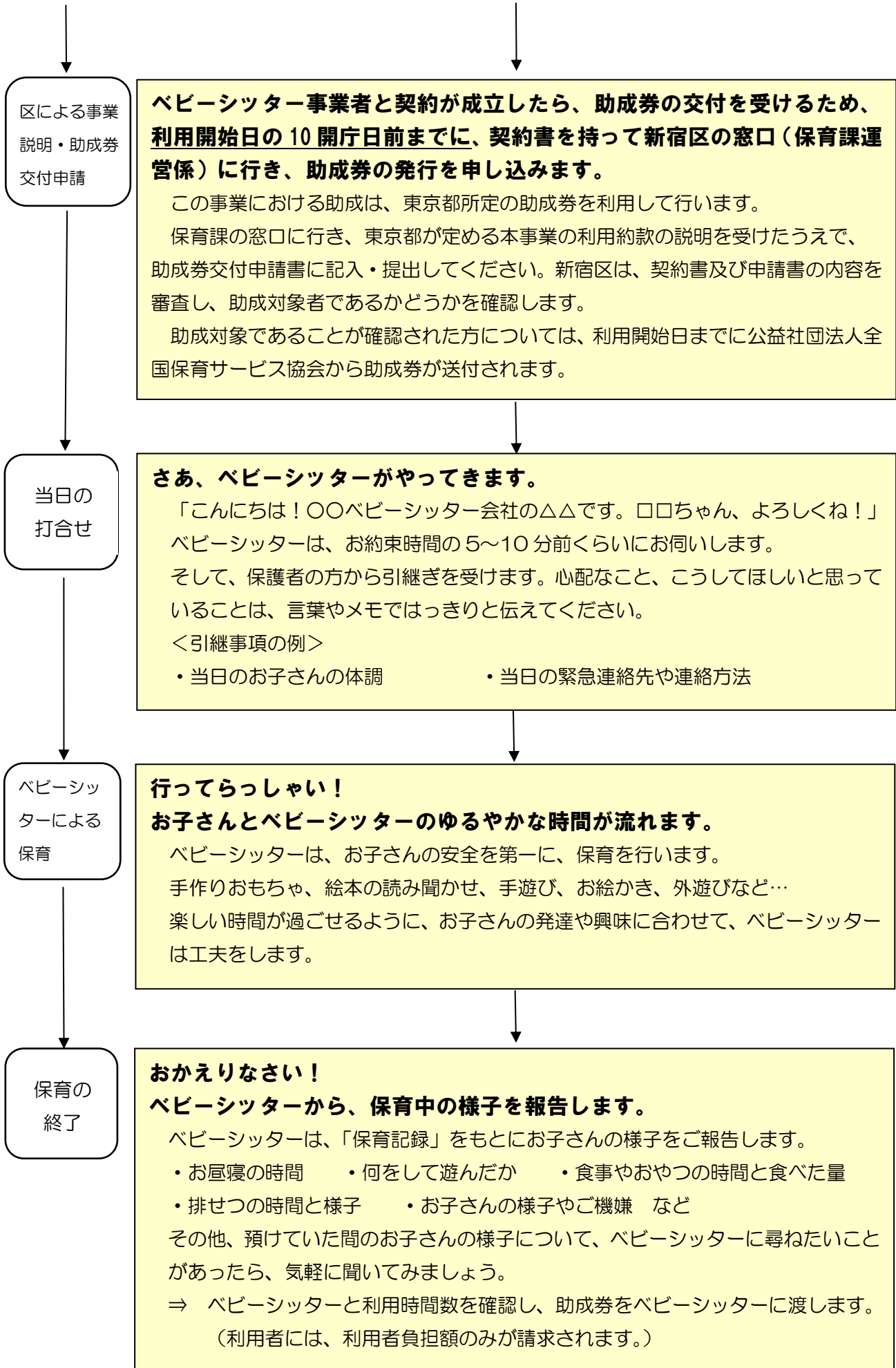
※在宅勤務・自営業の方はその旨もお伝えください。（本利用案内のQ&Aもあわせて参照してください）

事業者から  
の事前説明  
・契約締結

**ベビーシッター事業者からサービス内容の説明を受けます。  
納得ができたなら、契約を結び、保育内容等を打ち合わせます。**

<事業者との打合せ内容の例>

- ・1日の保育の流れ ・保育の方針の確認 ・お子さんの発達や健康状態に関する配慮事項 ・食事やおやつについて ・お昼寝の時間や寝るときのくせ
- ・保育に使用する部屋、備品等 ・家庭で準備するもの



## 厚生労働省公表「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」と この事業における東京都の考え方

厚生労働省は、ベビーシッターを利用するときの留意点として、以下の10項目を挙げています。  
この事業を利用される際には、必ず確認してください。

### (留意点1) まずは情報収集を

保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。情報収集にあたっては、市町村の情報や公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

#### ☞ (この事業における東京都の考え方)

東京都は、この事業に参画するベビーシッター事業者について、一定の基準を設けて書面審査を行い、認定しています。でも、どの事業者を利用するか、決めるのはあなたです。

事業者のホームページやパンフレット等を十分確認するとともに、不安な点や心配な点については積極的に質問し、ご自身の目で安心してお子さんを預けられる事業者を選んで契約するようにしましょう。

### (留意点2) 事前に面接を

実際に子どもをベビーシッターに預ける前に、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

#### ☞ (この事業における東京都の考え方)

ベビーシッター事業者に所属しない個人のベビーシッターを利用する場合を想定して設けられた留意点です。

この事業では、契約したベビーシッター事業者が、責任をもって、所属しているベビーシッターをお宅に派遣します。ベビーシッターとの事前の面会を希望する場合は、ベビーシッター事業者に相談してください。

### (留意点3) 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。

#### ☞ (この事業における東京都の考え方)

一般的に、ベビーシッターは、所属事業者が発行した身分証明書を携行してお宅に伺います。コピーの取扱いについては、ベビーシッター事業者と確認してください。

#### (留意点4) 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

#### ☞ (この事業における東京都の考え方)

この事業では、ご自宅以外での保育はできません。

ベビーシッターを利用する際には、ご自宅であっても、ベビーシッターが安全に保育を行えるよう、保育を行うお部屋の片づけやおもちゃ等の整理整頓に努めましょう。

(ご自宅の状況が安全に保育をするのに適さないとベビーシッター事業者が判断した場合、利用を断られる場合があります。)

#### (留意点5) 登録証の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッターの資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。

#### ☞ (この事業における東京都の考え方)

この事業に従事するベビーシッターは、原則として、東京都が指定する研修を修了し、その証として「指定研修修了者証」を携行してご自宅に伺います。

#### (留意点6) 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているか確認しましょう。

#### ☞ (この事業における東京都の考え方)

この事業に参画するベビーシッター事業者は、以下の金額を上回る保険に加入しています。(改行なし) 契約の際は、適用される保険の内容を必ず確認しましょう。

① ベビーシッター業に係る経営者の賠償補償保険

対人賠償 1名1億円以上、1事故5億円以上 対物賠償 1事故500万円以上

② ベビーシッター業務請負先児童に係る傷害保険

死亡・後遺障害保険金額 1口100万円以上

入院保険金日額 1口1,500円以上 通院保険金日額 1口1,000円以上

#### (留意点7) 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。

#### ☞ (この事業における東京都の考え方)

ベビーシッター事業者に所属しない個人のベビーシッターを利用する場合を想定して設けられた留意点です。

この事業では、契約したベビーシッター事業者が、責任をもってお子さんをお預かりします。保育中の保護者の方からの電話やメールは、ベビーシッターがお子さんから目を離すことにつながり、かえって危険です。保育中の連絡については、ベビーシッター事業者と確認してください。

なお、お子さんの体調が急変した場合等は、ベビーシッターからご連絡しますので、安心してお預けください。（留意点 8 もご参照ください。）

（留意点 8）緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

☞（この事業における東京都の考え方）

お子さんの急な発熱等、体調が急変した場合に備え、保護者の携帯電話番号だけでなく、職場の電話番号、親族の方の連絡先等、複数の連絡先を優先順位をつけて事業者やベビーシッターに伝えておきましょう。

（留意点 9）子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

☞（この事業における東京都の考え方）

この事業に従事するベビーシッターは、お預かりしていた間のお子さんの様子を記録しています。どんなことをして遊んだのか、食事や排せつの量や時間、お昼寝の様子、お子さんの機嫌など聞いてみましょう。

（留意点 10）不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者等にすぐ相談しましょう。

☞（この事業における東京都の考え方）

この事業に参画するベビーシッター事業者は、利用者の方からの相談を受け付ける窓口を設けています。

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合には、ベビーシッター事業者に相談し、お子さんにとってより良い保育が提供されるよう、冷静に話し合しましょう。

## よくあるご質問

Q 新宿区から、対象者確認書により、この事業の対象者だと案内されました。

希望者は全員、この事業を利用することができるのですか？

A お住まいの場所や、利用を希望される時間帯、各社に所属するベビーシッターの空き状況等により、東京都が認定したベビーシッター事業者と契約が成立しない場合には、ご利用いただけません。まずは、東京都のホームページで公開している認定事業者の中から、希望の事業者を選び、利用の可否について、確認、調整してください。（在宅勤務者や自営業者は、保育を行う部屋と仕事をする部屋が完全に分かれていない場合等、本事業を利用できない可能性があります。事業者を確認してください。）

なお、ベビーシッター事業者に利用の申込みをしてから、実際にベビーシッターが派遣されるまでには、概ね1か月程度かかります。（事業者を確認してください。）

Q 契約できる認定事業者は、1社のみでしょうか？

たとえば、A社と週3日、B社と週2日といった形で契約を結ぶことはできますか？

A 複数の認定事業者と契約した場合も助成対象となります。ただし、事業者とのトラブルや重大な事故につながる可能性がありますので、お子さんの引き渡しや必要事項の引継ぎは、必ず、保護者とベビーシッターとの間で直接行ってください。（「午前中はA社、（保護者が帰宅しないまま）午後はB社」というように、同じ日に複数の事業者を交代で利用することはできません。）

Q 利用料の他にかかる費用はありますか？

A 各社規定によりますが、一般的に、ベビーシッターがご自宅まで何う交通費は実費で請求される場合が多いようです。その他、入会金、キャンセル料、保険料等がかかる場合があります。

料金については、事前に事業者と十分確認の上、契約してください。（契約上のトラブルについて、東京都及び新宿区が対応することはできません。）

Q 1日8時間又は月160時間を超えて利用することはできないのですか？

A この事業の利用上限やサービス内容を超える利用については、事業者とオプション契約を結んでいただく必要があります。オプション契約の利用料やサービス内容は、事業者ごとに異なります。また、利用上限を超えた料金については、全額自己負担となります。事業者と契約する際によく確認してください。（オプション契約に東京都及び新宿区は一切関与しません。）

Q この事業の対象でないきょうだいも、一緒にみてもらうことはできますか？

A きょうだい小学生以上の場合に限り、事業者とオプション契約を結ぶことにより可能です。

なお、上のお子さん（小学生、中学生等）がベビーシッターの保育中に帰宅する場合は、別途そのお子さんのシッター料が発生する場合があります。事業者によく確認してください。



Q 新宿区外に引っ越した場合も、引き続き利用できますか？

A この事業は、区市町村ごとに待機児童対策として行っている事業です。区外に引っ越された場合には、利用できなくなります。転居を予定されている場合は、利用を慎重に判断してください。

Q 食事の用意はしてもらえますか？

A お子さんを安全に保育するため、調理はできません。昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む。）、おやつを含め、保護者が用意してください。用意された食事を電子レンジで温める程度は可能です。なお、家事は一切お引き受けできません。

Q 子どもが体調不良の場合にも見てもらえますか？

A 保育所に準じ、原則として37.5度以上の発熱等がある場合にはお受けできません。あらかじめ事業者を確認してください。

Q 仕事が休みの日は、利用できますか？

A 保護者が休暇の日（体調不良等による欠勤を含む。）や、産休・育休中の場合は、利用できません。

Q 職場等、自宅以外の場所で保育してもらうことはできますか？

A 保育を行う場所は、ご自宅に限ります。お散歩や外遊びは可能です。

Q ベビーシッターさんは、毎日同じ人ですか？

A ベビーシッターは、1人でお子さんの保育を行う責任の重い仕事です。お子さんを安全に保育するため、複数名のベビーシッターがローテーションで担当したり、1日の中で交代することもあります。この事業では、2～5名程度のベビーシッターが、チームを組んでお子さんを担当します。お子さんの様子や保育の状況は、チーム内で共有し、連続性をもって保育できるようにしています。

Q ベビーシッターさんは選べますか？ 相性が合わない場合、変更してもらうことはできますか？

A ご希望は、ベビーシッター事業者に伝えてみてください。ベビーシッター事業者は、できる限りご希望に沿ったベビーシッターを手配できるよう努力します。

ただ、他のベビーシッターに先の予約が入っている場合など、ご要望にお応えできないこともあります。後々のトラブルを避けるためにも、事業者との事前面談の際などに、ご希望をはっきり伝えてください。（「派遣されたベビーシッターが気に入らない」等のトラブルについて、東京都及び新宿区が対応することはできません。）

Q 留守宅をベビーシッターに任せるのは不安です。

A ベビーシッターは、留守宅をお預かりするという使命や倫理について、事前に研修を受けています。保育に使用してよい部屋、立ち入ってはいけない部屋、触ってよいもの、いけないもの、留守中の訪問者や電話にどのように対応するかなどについて、あらかじめしっかり打合せをしてください。また、トラブルを避けるためにも、貴重品や高価なものは目につかないところにしまっただき、できるだけ施錠管理してください。

Q 確定申告等は必要ですか？

A 東京都及び新宿区がベビーシッター事業者に助成した金額（※）は、利用者の方にとって所得税法上の「雑所得」となり、その他の給与所得以外の所得金額との合計額によって、以下の申告が必要です。

（※事業者によって異なりますが、この事業の利用 1 時間あたり 1,900 円が目安です。個々の利用者の方の助成額は、1 月から 12 月までの合計額を、翌年 2 月中旬～下旬頃にお知らせします。）

① 1 月から 12 月までの合計額が 20 万円以上の場合

所得税の申告のため、税務署に確定申告をしていただく必要があります。確定申告は、住民税の申告を兼ねているので、別途住民税の申告をする必要はありません。詳細については、お住まいの地域を管轄する税務署にお問い合わせください。

② 1 月から 12 月までの合計額が 20 万円未満の場合

税務署への確定申告は不要ですが、住民税の申告をする必要があります。詳細は、新宿区総務部税務課にお問い合わせください。